

病害虫危険度解析に関するガイドライン

WTO協定における「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS協定)では検疫衛生措置の調和を図るため、加盟国は危険性の評価に基づいて適切な検疫措置を決定すること、国際基準に基づいて検疫措置を決定することなどが規定された。植物検疫分野での国際基準の策定は国際植物防疫条約事務局が中心となって進められているが(本誌第51号参照)、今回は、1995年の第28回FAO総会で承認された「病害虫危険度解析(Pest Risk Analysis)に関するガイドライン」について紹介する。

病害虫危険度解析(以下、PRAという。)とは、個々の病害虫についてPRAを実施する地域(国)(以下、PRA地域という。)での発生の有無、侵入経路等をもとに植物検疫の対象とすべき病害虫であるか否かを調べ、また、その地理的分布及び法的基準、定着・まん延能力、加害・被害程度などをもとに危険度評価を行って検疫病害虫を決定し、その危険度に応じた適切な植物検疫措置を決定することである。本ガイドラインは次の3つのステージから構成されており、各国がPRAを行うための手順及び考慮すべき要因を示している。

ステージ1：手順の開始

ここでは、PRAを開始する手掛りが示されている。1つはPRA地域に新たな植物又は新しい生産地から植物が輸入される場合である。(図では「侵入経路の特定」として示した。)その植物の輸入(商業輸入、郵便物、携帯品など)又は、その他の手段を介して運搬される可能性の高い病害虫は、検疫を実施すべき病害虫の候補(潜在的な検疫病害虫)として記録され、ステージ2に進む。

もう1つは、病害虫そのものに由来する場合である。(図では「病害虫の特定」として示した。)具体的には、PRA地域に新しい病害虫が侵入した

場合、輸入検査で新たな病害虫が発見された場合、病害虫がPRA地域以外の新天地に侵入した場合、新天地で原産地よりも大きな被害を与えている病害虫が報告された場合などにおいて、その特性が明確にされた病害虫は潜在的な検疫病害虫として記録され、ステージ2に進む。

ステージ2：病害虫危険度評価

ステージ2では、ステージ1でその特性が明らかにされた各々の病害虫の危険度評価を行う際に考慮すべき3つの項目が示されている。

地理的分布及び法的規制：ここでは個々の病害虫について、PRA地域内での分布の状態や法律に基づいた防除(公的防除)の対象とされているかどうかを調査する。すなわち、当該病害虫がPRA地域内に分布していないか、分布が一部地域に限られ、かつ、公的防除の対象とされていれば検疫病害虫としての条件を満たしていることになる。

経済的重要性：ここでは、個々の病害虫の定着・まん延の可能性、農作物へ被害を与える可能性などの項目について評価する。①定着の可能性については、PRA地域内における当該病害虫の寄主植物の有無、その量と分布、環境の好適さ、当該病害虫の適応性、繁殖方法など、②まん延の可能性については当該病害虫が侵入先の自然または人工環境下で自然分散しやすいか、植物等の商品や輸送手段によって移動しやすいか、分散を助けるベクターが存在するかなど、そして③重大な経済的被害をもたらす可能性に関しては被害のタイプ、損害の大きさ、輸出市場、防除経費への影響などが評価項目となる。

侵入の可能性：ここでは、個々の病害虫の侵入・定着の可能性に関する要因について評価する。具体的な評価項目としては、病害虫が積荷や輸送中

に付着する機会の有無、輸送中の生存率、輸入検査での発見の難易、植物の輸入量や輸入頻度、輸入植物の用途、自然によるPRA地域への病虫害の移動頻度や量などである。

これらの評価により、当該病虫害が検疫病虫害としての条件を満たすならば、当該病虫害に対して植物検疫措置をとることが正当化され、ステージ3へ進む。

ステージ3：病虫害危険度管理

ステージ3では、ステージ2で明らかになった個々の病虫害の危険度に応じてとるべき適切な植物検疫措置、さらにその措置の効果と影響を評価すべきことを示している。

リスク管理のための植物検疫措置の選択肢としては輸入禁止、輸出検査及び植物検疫証明書の要求、栽培地検査等輸出前に満たされるべき要求事項を明確にすること、輸入検査、輸入地での消毒処理、隔離検疫などである。

また、選択した検疫措置による効果の評価項目は生物学的有効性、実行上の経費・利益、現行規則への影響、社会的影響、植物検疫政策上の配慮、環境への影響などであり、植物検疫措置の実行後、これらの有効性が監視されるべきであるとしている。

おわりに

以上のように、本ガイドラインは植物検疫の国際的な調和を図るため、各国が植物検疫制度を構築・整備していくうえで、根幹となるべき病虫害に対する考え方、病虫害の危険度評価・管理のための評価項目、選択肢及び手順を示したものであり、植物検疫に関する国際基準の中でも中心的なものとなっている。

FAOにおいて本ガイドラインが承認されたことを受けて、我が国としてもこれに従って一層の確な植物検疫の実施を期するため、我が国専門家の協力を得て「日本型PRA基準」を策定するとともに、それに基づく植物検疫の実施体制の整備がなされたところである。

非常に膨大な数に及ぶ病虫害に対するPRAを的確に実施していくためには今まで以上に病虫害の発生状況や生活史、増殖力、分散能力等の生態

に関する情報が必要となる。これらの情報はその発生国が最も豊富に所有していることから、今後このような情報の交換がより一層円滑に行われるような国際協力体制の構築が望まれる。

図 病虫害危険度解析の手順

